

令和6年12月26日

第 12 回 総 会

議 事 錄

呉市農業委員会

議事録

日 時：令和6年12月26日（木） 午後3時

場 所：吳市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 54 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 55 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 56 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

出席委員

2番 田中 慎二 4番 宮脇 和幸 6番 高本 光之 7番 立花 達也

8番 水場 光輝 9番 今井 満 10番 亀山 博司 11番 秋光 貴志

12番 岡本 亮二 13番 島田 徹幸 14番 大道 正孝 15番 竹内 誠

16番 新田 隆次 17番 石田 尚則 18番 神藤 敦美 19番 北村 正次

欠席委員

1番 柏木 健二 3番 谷 新子 5番 横段 登

推進委員

川本 孝三

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後3時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 石田委員、18番 神藤委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、1番 柏木委員、3番 谷委員、5番 横段委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして資料1「農用地利用集積等促進計画」を送付しています。ありますでしょうか。

議場：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、吉浦東本町4丁目〇〇番、地目は畠、面積は137m²の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。譲受人と譲受人は、従兄弟の間柄です。譲渡人が遠方に居住しておられ、両親が亡くなられた事から、家と土地を譲受人に贈与するものです。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は115m²の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため売買するもの

で、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。本件は、9月の総会に提出された3条許可申請時に、1筆漏れていったため、今回の申請となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、柄原町字広田〇〇〇番、地目は畠、面積は344m²。の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は新たに、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。譲受人は、熊野町にお住いの方で、申請地まで車で10分程だそうです。農地は、きれいに管理されていました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、音戸町南隱渡3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は241m²の第2種農地です。申請事由については、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、旧高須小学校の横を通り200m程進んだ場所にあります。草木も無い非常に良い管理をされています。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、音戸町高須3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は327m²の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、藤三音戸店から徒歩で、2・3分の場所にあります。一輪車が通るのがやっとの道があります。イノシシの心配があるのですが、本人は頑張ると言っています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字中切字南平迫〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は1,547m²の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遺言を執行するもので、譲受人は、新規就農し、水稻を作付けするものです。遺贈は、遺言者が死後に自分の財産を誰にどのように所得させるかを単独で決めるもので、譲受人の承諾は必要ありません。そのことから、遺言者は亡くなっているため、遺言を行う遺言執行者の単独申請となります。譲受人は、申請人ではありませんが、農作業常時従事要件などの3条許可基準をクリアする必要があります。許可基準を満たさず、3条許可できなかつた場合や譲受人が遺贈を受けなかった場合は本来の土地の所有者の相続人が権利を取得することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、JR安登駅と安浦駅の中間あたり、中切地区にあります。これまで、水稻栽培がされています。今後、ご夫婦で管理されるということです。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、蒲刈町大浦字樽見〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は2,375m²の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため貸与するもので、譲受人は、新規就農し、カンキツを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：13番 島田です。申請地は、県民の浜蒲刈から300m程の場所にあります。レモンが栽培されていました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、蒲刈町大浦字沖浦〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は211m²の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、申請地を譲受、果樹を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：13番 島田です。申請地は、県民の浜蒲刈の上側にあります。きれいに除草されており、はるかが植えてありました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

- 議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：9番の申請地は、豊浜町大字豊島字木船〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は50m²の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人の要望により贈与するもので、譲受人は、これを受諾し、申請地を家庭菜園として、使用するものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 新田委員：16番 新田です。申請人は、ご兄弟です。お父さんが亡くなった際、兄が相続人でした。母親が弟を不憫に思い、申請地だけでも残してやりたいとの思いからか、内緒で手続きされたもので、お兄もこの土地の存在を知りませんでした。母親の遺品を整理する段階で判明しました。現在、写真を見てのとおり、何方が菜園として利用されています。今後、どうされるのかは、聞取りが出来ていません。ご審議よろしくお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：次に、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
- 1番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：1番の申請地は、郷原町字京塚〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は30m²の第2種農地です。転用の目的は、住宅用地として利用するものです。規模等は、既に昭和63年頃から住宅の一部及び駐車場として利用しており、始末書添付による申請です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 石田委員：17番 石田です。申請地は、広から黒瀬町方面へ国道375号を北上し、郷原町のセブンイレブンに隣接しています。写真のとおりで、既に駐車場として使用されており、仕方がないないのかなと思います。ご審議よろしくお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、天応西条3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は297m²の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため贈与するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場3区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：17番 石田です。申請地は、天応西条3丁目にあり、5年前の豪雨災害に遭った場所です。写真の左奥側にダムが建設中で、左下に見える白い側溝沿いも道路工事中です。農地としての機能が無いので、転用も致し方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広長浜5丁目〇〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は合計42m²の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場2区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：17番 石田です。申請地は、広長浜5丁目で、広長浜から小坪方面に向かう道路の上側にあります。写真では、雑草が目立ちますが、古民家の駐車場として使用されるものです。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：8番 水場です。道路と申請地の段差が気になります。接続が困難の様に見えます。

石田委員：17番 石田です。大規模な工事の必要は無いと考えます。

議 長：その他ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務 局：3番の申請地は、音戸町南隱渡3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畠、面積は464m²の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため贈与するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場16区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可是不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、先程の3条許可申請の4番の手前にあります。日当たりも良いので、農地として使用して頂きたい土地です。申請人の自宅が写真の奥にあり、道も無いことから、許可を得ずに工事を行ったものです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

(農林水産課着席)

議 長：次に議案第57号「農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農林水産課：それでは、「農用地利用集積等促進計画案」についてご説明いたします。まず本案件について、「農地中間管理事業」に関連するものであるため、まずは、事業概要について説明させていただきます。農地中間管理事業とは、県知事が指定した農地中間管理機構が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大や効率化を図る担い手農家へ農地を貸し付ける制度です。広島県においては、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構として指定されています。今回提出しております貸し借りの事案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の

規定により、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。なお本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、頂いたご意見については、今後の手続きの参考とするものです。本計画案の内容としましては、お手元にお配りしております、資料1「農用地利用集積等促進計画案」とおりです。計画は、1地権者に1枚となっております。表面には面積、設定期間、賃借金額を記載しております。裏面には契約の基本的な約束事を記載しております。続いて添付の図面をご覧ください。当該地域の安浦町日之浦地区においては、令和5年度から令和8年度にかけて広島県が農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しております。令和6年度においては中丁部分の工事を実施しているところで、一時利用地の指定後の来年3月に農地として活用していく予定となっております。これをうけ、当該農地を中間管理している農地中間管理機構から地域の担い手として位置づけられている○○○○氏へ転貸するものです。筆数は17筆で、合計面積は25,102m²です。簡単ではございますが、以上で「農用地利用集積等促進計画案」の説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願ひ致します。

議長：ただいま農林水産課から説明がありました「農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について」ご質疑・ご意見ありませんか。

水場委員：8番 水場です。計画面積の2.5haを何人で管理するつもりなのか。また、機械化などの運営体制は、どの様に考えているのか。

農林水産課：機械化についてですが、トラクター等の主要な農業機械は、リース対応すると聞いております。人員配置については、現在、日之浦における営農開始に向けた土台づくりとして、人材の確保を進めているところです。

高本委員：6番 高本です。栽培作物は、青ネギのようですが、客土をされるのでしょうか。地目の殆どが田である。青ネギは酸素要求量が高い。湿気を嫌うので、水田での栽培は不向き。

農林水産課：現地は、海岸に近く潮が上がってくる場所なので、相当量の客土を行います。

議長：その他ご意見はありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、農林水産課の説明のとおりで、ご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は説明のとおり決定します。

（農林水産課退席）

議長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が3件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が5件ございましたので、報告します。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について1件を証明し、報告事項第4号の非農地判断について424件を通知しましたので報告します。

議長：報告事項について、何かご意見があればお願ひします。

議場：なし。

議長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議場：なし。

議長：私が出席した会議について報告します。11月5日に広島県就農支援課との意見交換会がありました。12月3日に、ここにも参加された方もおられます、「農業委員・農地最適化推進委員ブロック研修会」が広島市アステールプラザであり、理事として出席し挨拶をさせていただきました。12月18日は、広島市で開催された常設審議会に出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和7年第1回総会は、1月31日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和6年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。この後16時から、「農業委員・農地利用最適化推進委員の合同情報交換会」を実施したいと思います。
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時40分)

以上は、令和6年第12回吳市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

吳市農業委員会 会 長

吳市農業委員会 委 員

吳市農業委員会 委 員